

Title	「古今蜜勘注」の諸本とその注釈態度に関する一考察
Sub Title	
Author	山本, 令子(Yamamoto, Reiko)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	1999
Jtitle	三田國文 No.29 (1999. 3) ,p.15- 25
JaLC DOI	10.14991/002.19990300-0015
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19990300-0015

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「古今蜜勘注」の諸本とその注釈態度に関する一考察

山本 令子

はじめに

牡丹花肖柏作との伝もある「古今蜜勘注」は、「古今和歌集」の仮名序及び和歌（全巻に互り抄出）に対する注釈である。

本稿に於いては、「古今蜜勘注」の諸本について書誌的報告を行うと共に、施注内容に関して、先行の注釈書類との関係を中心に検討し、その注釈態度に若干の考察を加えたい。

一、諸本について

「古今蜜勘注」の伝本としては、現在のところ、次の五本の存在が確認される¹⁾。

① 国立国会図書館蔵本

(わ九一・一三一―二八)

(室町末近世初)写 一冊

袋綴。後補紺地金泥絵艶出表紙(二六・四×二〇・九糎)。

外題ナシ。内題「古訓蜜勘注」(巻頭)、「古今密勘注」(巻

一一巻頭)。見返し、金銀切箔散。料紙、楮紙。墨付、六

〇丁。遊紙、前一丁(但後補)、後ナシ。字面高さ、約二

二・八糎。每半葉一〇行書。奥書、

以上如此／最上秘事口傳別紙在之／字不審多之／八月□
(本の痛みがひどく、よく判読できない。)

印記、遊紙才に墨円印及び朱角印(共に、印文不明)。

朱の書入れが見られる。

ほぼ全丁にわたり、水染みの痕が残り、五四〜六〇丁は一部欠損のため、裏打ちしてある。但し、表紙と遊紙には水染みが認められず、後補かと思われる。

② 慶應義塾大学附属研究所斯道文庫蔵本

(〇九一―ト三一一)

(近世初)写 一冊

袋綴。藍色艶出表紙(二三・三×一七・九糎)。外題ナシ。

内題、「古訓蜜勘注」(巻頭)、「古今密勘注」(巻一一巻頭)。

見返し、金揉箔砂子散。料紙、薄手鳥ノ子。墨付、八九丁。

遊紙ナシ。字面高さ、約二〇・〇糎。每半葉一〇行書。尾

題、「古訓密勘注」。奥書、

以上如此／此内最上秘事口伝別紙有也」雖為悪筆難也依

所望書写／所也

印記、一丁才及び八九丁ウに「萬津／迦計」(朱陰)、「光

重ノ之印」(朱)。八九丁ウに「月明荘」(朱)。

同筆と思われる朱の書入れが見られる。

③名古屋大学附属図書館皇學館文庫蔵本

(九二一—一三五—N)

寛永一〇年祥景写 一冊

袋綴。栗皮色表紙(二四・四×二〇・六糎)。外題、左肩打付書「古今密勘註」。内題、「古訓密勘註」(巻頭)、「古今密勘註」(巻一・巻頭)。料紙、斐紙。墨付、七七丁。字面高さ、約一一・六糎(注一字下げ)。每半葉一二行書。奥書、

以上如此ノ此内最上秘事口傳別紙有之」古訓密勘註ノ此

抄者牡丹花製作云々ノ寛永拾癸酉曆弥生日写之ノ祥景

印記、一丁オに「来田氏家蔵」(朱方)、朱方円印及び朱角

印(共に、印文不明)。

表紙中央右寄りに、「の」字を朱書する。

④東大寺図書館蔵本

(四二一—三三一—)

享保一七年中嶋半十郎重豊写・成慶校合 一冊

袋綴。烏ノ子色地柿色菊花文様艶出表紙(二三・一×一六・九糎)。外題、左肩黄朽葉色地菊花桐文様題簽「古今密勘註 全」。内題、「古訓密勘註」(巻頭、巻一・巻頭)。料紙、斐紙。墨付、六七丁(但し、末丁は裏表紙見返貼付)。字面高さ、約一九・七糎(注三字下げ)。每半葉九行書。奥書は、次に示す如く、元奥書の後に、古今伝授略史を挟んで、書写奥書を記す。

以上如此ノ此内最上秘事口傳別紙有之(六五オ)ノ古

訓密勘註ノ此草子ハ牡丹花作之(六五ウ)ノ古今傳授中

絶ノ無其子細者公家藤秘蜜ノ絶也金五枚宛ノ入ト也然處

公家落ノ東国昔の知行所へ頼テ下ニ當給人ノノマカナイ

スル間無力ト云而許客セズ不及力ノ又都へ上ル利みの、

ノ国とき殿の一家にとうの下野と云人の所へ立寄ニ彼野

州公家ヲカ、エテ置テ古今傳授する也後彼公家むなし

く成也其時ノ宗祇美濃国二下り東ノ下野ニ傳授ノ三条西

殿ニ傳授サセ申ノ宗祇申さく西殿よりこそ傳授受可仕ニ

我等より西殿へ相傳ノ申ハ冥加をそれありとて宗祇より

金西殿へ奉る其時西殿ノ御哥此公家飛鳥井二品とや(六

六オ)我こそは千々の金にむくひてもノ猶あまりあり

千哥甘まきノ是より古今の傳授再興ある也退轉の間は蜜

勘をノ用しと也ノ美野懇求てノ又伊勢日向の物語事ノ又

伊勢物語の事(六六ウ)ノ写本云ノ右一卷秘書以悪筆書

写功了不ノ可有外見者也ノ寛永元甲子 中臣祐長

判ノ享保十七壬子年以正覚寺照仙比丘之本課中嶋ノ半十

郎重豊書写了同八月晦日之頃於大喜院ノ朱点校合了ノ成

慶記(六七オ)

尾題「古今密勘註」。表紙右肩に「窃」字の墨書が見え、

東大寺で蔵書の整理のために付された千字文と思われる。

朱の校合・書入れ(濁点・返点・合点・朱引)の他、墨書

の書入れも認められる。

⑤東京大学文学部国語研究室蔵本

(二二C—一一〇)

[室町末]写 一冊

袋綴。縹色表紙(三一・八×二四・一糎)。外題ナシ。内

題、巻首は一丁落丁のためナシ、「古今蜜勘注下」(巻二一
 巻頭)。料紙、斐楮交漉紙。墨付、四二丁、巻首一丁欠。
 遊紙ナシ。字面高さ、約二七・七糎。每半葉一〇―一二行
 書。奥書ナシ。

朱の書入れが見られる。

以上の①④⑤の諸本間には、直接の書写関係は想定し難いもの
 の、いずれも同系統に属する伝本と考えられる。中で、①の国
 会図書館蔵本には、他本では概ね本行化している注が行間等に
 朱で書入れられている箇所が見受けられ、⑤の東京大学国語研
 究室蔵本については、他本に比較して、項目数が少ないといっ
 た特徴が見受けられるが、これらの点については、節を改めて
 詳しく考察したい。

二、東京大学国語研究室蔵本の施注項目数について

まず、諸本の施注項目数を巻毎に挙げる。

序分	国会本	斯道文庫本	東大寺本	名大本	東大本
巻一	50	49	50	50	45
巻二	22	22	22	22	20
巻三	19	19	19	19	11
巻四	13	13	13	13	13
巻五	17	17	17	17	12
巻六	16	16	16	16	11
巻七	3	3	3	3	2
巻八	3	3	3	3	3

巻九	6								
巻十	21	23	23	23	23	20	20	5	
巻十一	19	19	19	19	19	15	15		
巻十二	10	10	9	9	9	0	0		
巻十三	13	13	13	13	13	8	8		
巻十四	26	26	26	26	26	0	0		
巻十五	10	10	10	10	10	5	5		
巻十六	7	7	7	7	7	6	6		
巻十七	22	22	22	22	22	4	4		
巻十八	17	17	17	17	17	1	1		
巻十九	46	46	45	45	45	8	8		
巻二十	18	18	18	18	18	6	6		

多少の項目の出入りはともかくとして、一覽してわかる様に、
 東大本は他本と比して、明らかに項目数が少ない。それは、序
 分の項目数が、冒頭一丁の落丁によつて低減されている場合を
 除けば、落丁などの事故によるものではない。又、単に、目移
 りなどによる項目の脱落と見做すには、あまりにも件数が多い
 かと思われる。一方で、東大本巻二及び巻十一には、僅かなが
 ら、他本には見えない独自項目も認められる。次に、その項目
 を挙げる。

一 橘のご嶋かくれは河内国なり。

一 たち花の小嶋かききは宇治なり。 (一一一番歌注)

一 をとにのみ菊のしら露よるはをきて昼はおもひにあへす
 けぬへし

菊を聞にそへ、置を起にそへたる也。あへすはたへす也。

五音なり。 (四七〇番歌注)

一 音羽山をとくに聞つゝあふ坂の関のこなたに年をふるか
な
いまたあはぬを関のこなたといふ也。 (四七三番歌注)

一 千早振神の社のゆふたすき一日も君をかけぬ日はなし
かくるといはんとて、ゆふたすきとをけり。ゆふたすき
はかけおひといふ物なり。 (四八七番歌注)

これらの独自項目が、東大本の段階で生じたものか、或いは、それ以前の段階で生じたものかは定かではない。無論、東大本も又、現存の諸本と系統を異にするものではないが、項目の増減など書承段階に於いて、やや変貌を遂げた本であると捉えておきたい。東大本と他本との距離については、次節で改めて触れることとなる。

三、国立国会図書館蔵本の朱書入れについて

先述した如く、国会図書館蔵本には、他本では概ね本行化している注が、行間等に朱で書き入れられている箇所がまま見受けられる。こうした現象が成立した過程に就いては、様々な可能性が想定され得る。例えば、国会本に朱で増補された注が、その後の書承段階で、次第に本行化していった可能性もあろうし、既にこれらの部分を有した本(一本ないし数本)と国会本とが校合された結果とも捉えられよう。或いは、国会本の親本の段階で既に朱で書き入れられていたものかもしれない。その辺りの事情に就いては、今知るよしもないが、ともかくも前述した如き現象が認められるのであり、その位相について若干の

考察を加えたい。

本行化の程度は、項目に拠つて異なっている。幾つかの例を挙げて見ていく。

下照姫ヲヨメル 下照ヒメノアメワカミコニラクレテカナ
シム声ノ天ニ聞ユルヲヨメル。日本記ニ下照姫ノツマ恋ニ
キコユルツネナラヌネヲ。 (国会本・序分)

国会本では、前項「一」をかたぎの事」と、次項「一」えびす哥とは」の間の行間に朱の細字の漢字片仮名混じり文で記されているが、斯道文庫本では本行化している。但し、一つ書きが施されておらず、漢字片仮名混じり文で記されているため、他項との差異は一目瞭然である。この名残りは、名古屋大学本・東大寺本にも認められる。名古屋大学本では、項目見出しこそ、他項と同じく漢字平仮名混じりで記されるものの、注文は漢字片仮名混じり文の細字で記されている。又、東大寺本では、見出し・注文共に漢字片仮名混じり文であり、注文は細字で記されている。これに対して、東京大学本では、完全に本行化しており、何の痕跡も認められない。ところが、他の項目についても、この本行化の度合いが適用される訳ではない。

たとえば、次の様な例が見受けられる。

一 山辺赤人 龍田川

御門ノ御目ニ錦トミエ給。人丸カ心ニハ雲カトノミナン
オホエケル。孔子ノ子鯉ニ庭ニテ桂ノ枝ヲ折テテニ道ヲ
オシフ詩、不知ハイハサレ礼不知ハタ、サレ、是也。詩
トハ毛詩也。礼トハ礼記也。サレハ詩哥ナラヒ物ヲ物ニ
ヨソヘテ云也。サナケレハ分齋ヲシラサル也。是ヨリ庭

訓トハ云ナリ。

(国会本・序分)

この項目については、東大本には見出せないものの、他の諸本では本行化されている。但し、表記については、斯道文庫本では漢字片仮名混じり文、名古屋大学本と東大寺本では「く」とのみなんおぼえける」までが、漢字平仮名混じり文、以下は漢字片仮名混じり文となっている。

或いは、次の様な例も存する。

みちゆきふり *

道行觸也つねに行なる、道也ゆきさまなと心うへし

(国会本・春上・三〇番歌注)

*を付した箇処に、朱書の小字双行注が存する。

タトへハ裏觸居ト秋ノ哥ニヨメルモナレタル也

ウラトハウラカナシウラメツラシト云ニ同

東大本には、項目自体見えないが、その他の諸本では、各れも、国会本の形式を踏襲して、小字双行、漢字片仮名混じり文の形態で見える。但し、朱書ではなく、他の本文と同じく墨書されている。

右にその一端を示した如く、本行化の位相は実に様々であるが、概して云えば、斯道文庫本では本行化の程度が低い様に思われ、他項との差異が歴然としている場合が比較的多い。然しながら、次の如く、完全に本行化し、斯道文庫本を見る限りでは、何の違和感も認められない項目も見受けられる。

一 ゆくゑをさためぬ

行辺ともかけり。其時はゆくへなり。但行末也。此時はゆくゑと書へし。「又行縁とも書也。哥によりて、心え

へし」

(斯道文庫本・秋下・二八六番歌注)

「」内に示した箇所は、国会本では行間に朱書されているが、斯道文庫本では、前後の行と全く変わらない態度で書写されている。

これらの例からは、朱注の本行化は決して単純な図式に収束するものではないことが理解されよう。全ての朱注が同一の位相に属するものであるかさえ定かではない。朱注の成立の状況も、その本行化の過程も共に、憶断を許さないのである。ただ、いづれにせよ、現存の諸本は決して国会本の形態を溯るものではなく、国会本の如き形態の本から、諸本が派生していったと考えるのが穩当であろう。

中で、東大本については、他本の様に、国会本朱注部分が片仮名混じり文であったり、細字表記であったりする箇所が全く見当たらない。異質性が認められないまでに、完全に本行化しているのであり、前節で述べた項目の増減と併せて、東大本と他の諸本との間にはやや隔たりがあることを物語っている。

四、先行する注釈書類との関係

「古今蜜勘注」の注釈態度は概ね穩健であり、さほど荒唐無稽な注文は見受けられない。又、全文にわたって、内容が似通っている注釈書は見出だせないものの、項目によつては、他の注釈書類との関係性が窺われるように思われる。次に、具体的な例を挙げつつ考察したい。

a、「顯注密勘」

「古今蜜勘注」には、「顯昭釈」の注文を引く箇所が存する。

一 霞立木のめも春の事

木のめのはる也。顕昭釈二曰*

あけひはるのめなりと云々。霞木霞草の中にあけひは春のはしめにめはるなり。されは鞍馬二木のめつくと云はあけひのめなりと云々。又、めもはるはめもはるくとはるかなる也。哥によりて心えへし。

〔蜜勘注〕・春上・九番歌注

*で示した箇所には、小字双行で「此人古今注ヲ作／是ヲ顕注蜜勘云」との割注が施されている。「顕注密勘」の当該歌注を次に挙げる。

このめとは木目也。このはのめぐみ出るをば、このめはると云也。はると云はむとて、このめはるとつゞくる也。但、あけびのつるの若葉をとりて、つけてくふを木目と云。いづれの木のはのめぐむをも同く木目といふべけれど、件物木目の中に勝れてよければ、いひならはせり。其木目をば鞍馬によくするにや、鞍馬の木目づけといふめり。

「顕昭古今集注」にもほぼ同一の注文が見られるが、鞍馬の木目漬についての記述を欠いており、ここで云う「顕昭釈」は割注にある様に「顕注密勘」であると考えてよいのではなからうか。「顕昭釈」の文字が見えるのは、この一箇処のみであるが、私見によれば、次の条りにも顕昭の注釈との近さが看取されるかもしれない。

一 いそのかみふるの中道

此事先注に、但布留と云は、昔一人の女此川にて布をあらひける時、一の釵河上より流来て此布に留る。故に布

留と云。又布流ともかけり。此釵布留の御社にあり。

〔蜜勘注〕・恋四・六七九番歌注

：又布留を布留とかける事もよしあるべし。昔女川ばたにて布をあらひてたてりけるに、みなかみより釵のながれきたるが、よろづのあたる物をみなきりやぶりて来けるに、此布にまつはれて留にけり。其釵を取て此社にいふ。仍て布留とは、ぬのにとゞまるとかける也と云に、ふるきよしなれば、注付也。

〔顕注密勘〕・恋四・六七九番歌注

「顕注密勘」の方がより詳細ではあるが、ほぼ同内容と云つてよい。「古今蜜勘注」にいう「先注」が何を指すかは不明ながら、釵云々は諸書に汎く見える話という訳ではなく、「顕注密勘」と「袖中抄」にほぼ同文で引かれるのが、目に立つ位である。直接の影響関係を想定するかどうかはともかくとしても、その近さは見て取れるのではなからうか。

b、「冷泉持為注」

「古今蜜勘注」五五四番歌注には、次の様な説話が引かれている。

：よるの衣をかへす事、則天武皇后宮の太宗皇帝にをくれ奉りて、夢に見奉んために御衣をかへして、夢に見給けるよりおこれり。：

この様に、夜衣を返すことの始まりを則天武后と太宗皇帝に求めることは、「持為注」にも見える。

：夜るの衣の事は、唐の太宗皇帝御違例の時、則天武后の宮に被仰しは、わか恋しからん時は衣をかへしてふし給へ、

われ夢に見えん、と御やくそくありしより、衣をかへす事はしまれり。

「持為注」では、そもそも太宗が崩御に際して、則天武后に約束したのだとするなど、より詳しいものの、ほぼ同内容の説話といつてよい。又、四九五番歌注に於いても、同一の説話を引いている。

此歌は、時平大臣の御おち国経大納言の哥也。彼大臣の時平の好士平定文にとひての給はく、当時たれか天下の美女なる。答て申さく、君の御伯父の北方そおはしますらん、と申。彼大臣やかて定文をも同車にて、彼大納言のもとへ行給。国経悦て酒をすゝめ、御ひきて物二如例ニ御琴琵琶などをまいらせ給。大臣の給はく、同は御家あるしにかはらけとらせたまはらむ、とありければ、女君をいたし給。其時大納言をしみゑはして、此女君を車にうちのせて還給ぬ。大納言つくくくと恋しきまゝに此哥を読んで、おとこのはらの三二成給かいるに云つけて、母に見せよ、との給けり。是を聞て、女君を帰されけるとなん。但哥のならひ、思出時とよまんとて、ときはの山と読み、いわねはと読んとして岩つゝしとよめるにて事たりぬへし。

当該歌の「持為注」に於ける注文は次の通りである。

是は国経の大納言のよめる心は、時平左大臣のいはく、誰か京中によろしきむすめもちたりけん、と平定文にたつねられし時、申給は、国経こそ美女をもち給へ、と答ければ、彼の所へおはしまして、御きまいるついでに、彼を出し奉りてかはらけとらせよ、と仰有りしに、いたして見せ奉し

を、立まゝうはひ給て、時平御所へ帰給ふとなん。其後、彼御むすめにあひ奉る事もなかりしに、其御子いてきさせ給て三歳にならせ給ふ比、時平の御所にて、国経御らん給し時、御子のかいなに此哥をかき給へると也。其後は、時平も父子の間をあはれみ給て、常に見参させ給しと也。秘伝。

ここでも、話のディテールはともかくも、登場人物や主な筋立ては一致している。ただ、右に挙げた説話は、後に「古今余材抄」にも引かれ、その際、「宇治大納言の語に」との文言が見える。従つて、早くから語り伝えられていた説話であつたと思しい。「蜜勘注」や「持為注」が直接何に拠つたかは定かでないが、同じ説話を注の骨子としていることは注目されよう。

同様な現象は、二〇八番歌注に引かれる俊頼を巡る説話にも認められる。「蜜勘注」及び「持為注」に於ける注文を次に掲げる。

俊頼説云、かたみなかへ下て侍りし時、わらかへのいねと云物おほせんとて、いなおほせとりおそし、と申に、出来を見れば馬なりけり、とそ申されける。難曰、いなおほせはさもありけん。鳥心へす、と申ければ。答、あしのしゝをはしなか鳥と云へり、如何。

〔蜜勘注〕・秋上・二〇八番歌注

又俊頼朝臣説には、あるかた山ほとりに行ころ聞ければ、童部のいなおふせ鳥とくこよといふをみれば、荷負駄なりと侍れはいなおふ鳥の事にて侍と披申けるとなん。難して云、然は馬といふ事不審也。答云、猪の廉子をしなか鳥と

いふ類なるへしと有也。

〔持為注〕・秋上・二〇八番歌注〕

「難」とそれに対する「答」という形式をとる点なども一致しており、「蜜勘注」との距離の近きは明白である。

そもそも、いなおほせ鳥はいわゆる古今伝授の「三鳥」の一とされ、様々な鳥に比定されてきた。ただ「馬」とする説は珍しく、「榮雅抄」に「公実馬といふ。」とあるのが目に立つ位であり、「俊頼髓腦」にも見当たらないようである。

ところで、「榮雅抄」にいう公実説というのは、公実自身の歌論などの言説ではなく、堀河百首に於ける詠作から生じたものであるらしいことが、「余材抄」などの記述からわかる。³⁾

堀河院初度百首に公実卿

板倉の橋をはたれもわたれともいなおほせ鳥そ過かてにすら

これは馬なりと心得てよまれたりと見えたり。これはもし古詩に胡馬依北風といへるにより、此哥のけさふく風にとよめるを雁は北よりくるなれば、北風と心得て、馬には稲をおほする物なれば、よまれたるにや。

〔余材抄〕・二〇八番歌注〕

この公実歌の「いなおほせ鳥」を「馬」とすることは、堀河百首の古注の内、「書入本注」及び「堀河院百首聞書」に「但アル人云此歌イナオホセ鳥トヨメルハ馬ナリト云也」〔書入本注〕に拠る／「堀河院百首聞書」もほぼ同文〕と見える様に、早くから行われていたところらしい。又、「陽明文庫古注」には、

稲負鳥説々多々也一庭扣一雀一鴉一水鶏一高文馬也云々

とあることも注目されよう。

「堀河百首」に於いては、先掲の「橋」題の公実詠の他、

「山家」題の仲実詠（一五一一番歌・秋田もるおしねのひたはへたれどいなおほせ鳥のきなくなるかな 及び頭仲詠（一五一四番歌・我がくる門田のひたにおどろきていなおほせ鳥の立ちやさわがん）にも「いなおほせ鳥」が詠まれているが、「陽明文庫古注」は、仲実詠に次の様な注を施している。

此稲負鳥は雁をよめる也此題の頭季（ママ）歌は馬を稲負鳥とよめる歟

すなわち、いなおほせ鳥を「馬」とする説が早くから行われていたことは明らかであるものの、俊頼を巡る説話は、纒かに「持為注」に見出すことが出来るのみであり、その一致は注目に値しよう。

以上見てきた様に、「蜜勘注」と「持為注」とは、同一の、しかも珍しい説話を典拠とすることがある。ただ、そのことが何を意味するかについては、現時点では不明というほかない。

c. 「古今榮雅抄」

「蜜勘注」の行文を見ていくと、「榮雅抄」のそれとほぼ一致することが少なからずある。従って、その全てを列記することは控えたいが、幾つかの例を挙げて見て行きたい。⁵⁾

まず、巻十・物名の四五〇番歌「さがりこけ」に就いての注を併記する。

一 さがりこけ いわにさかりたるこけ也。日かけのかつら也。（双行日景草トモ云々又日景ノ葛トモ云々）。

神まつる時、昔は此苔をとりてなん、舞人神子なんと

かつらにし、又袖にかさりけり、となん。今は日かけの糸とて糸にてむすぶ也。

古哥に

奥山の日景のかつらかけてなとつれなき人になひきそめけん
〔蜜勘注〕

花の色は一さかりこく見ゆれども。しげく露の染けるとなり。さがりこけは。岩にさがりたる苔也。日蔭のかづらとも云。神まつる時むかしは此こけをとりて。舞人神子などのかづらにし。又袖にかざりけるとなん。今も日蔭の糸とて。草にかたどりて。糸にてむすぶ也。古歌

奥山の日蔭のかづらかけてなとつれなき人になびき初けん

或説さがりこけは。さるをがせといふ物也。又説山の崖などにもおひ。木にもかゝりたる苔の。ながくしだりたる也。或云文遷云。僻吾有毛丘葛。といへるは。木にさがりたる葛なりといへり。薛荔とも書。〔栄雅抄〕

「栄雅抄」の「或説」以下は、「蜜勘注」には見えないが、その前の部分の叙述はほとんど一致している。

又、卷十五・恋五の七九三番歌に就いての注文なども、同文とはいえないまでも、同内容と認められよう。

一 みな瀬川ありて行水のなくはこそ

みなせ川、水無瀬とかけり。されともありてゆく水あれば、すゑをあへとよめり。今は水成瀬とかけり。後鳥羽院執しおほしめされける所にてありければ、御屏風の絵にみな瀬川かきたる所を讀とて、京極中納言定家卿水成

瀬川とかゝれけりとなん。

〔蜜勘注〕

水なき川といへど。行水のあれば。我中の絶たるとはおもふまじき。つるにゆくゑをたのむと也。水無瀬は後鳥羽院執しおほしめされける所にて。御屏風の絵に水無瀬

川書たる所を歌によむとて。定家卿水無瀬とかゝれけるとぞ。ありて行水此歌よりおこれり。〔栄雅抄〕

こうした一致は、注文の長い項目に限られるわけではなく、次のような簡潔な項目に於いても酷似した例を見ることが出来る。

一 只わび人のたもとなりけり

佗人とは貧人にはあらず。佗際人也。

〔蜜勘注〕八四〇番歌注〕

わび人は貧人にあらず。佗際なき人なり。〔栄雅抄〕すなわち、「蜜勘注」と「栄雅抄」との間には、全巻にわたる多くの注文の一致がみとめられるのであり、それは偶然の一致とするよりはむしろ、共通の土壌から生じたとの憶測を逞しくさせるものである。

五、御子左流諸家の説との相違点について

まず、二条・冷泉両家の家説の対立例として有名な、「今は、富士の山も煙たたずなり、長柄の橋もつくるなり」という仮名序の一節を取り上げる。この富士の山の煙については、「不断（絶）」とするのが二条家説、「不立」とするのが冷泉家説であるが、「蜜勘注」には次の様にある。

一 いまはふしの山も煙たゝすの事

たゝすは、不断也。問たゝすとはかゝすして不断不尽也。

答たち物と云時も断の字也。又

さひしさに煙をたにもたゝしとて

柴おりくふる冬のやま郷

此ふしの煙の事、又口伝あるへし。

すなわち、ここでは「不断」説、つまり二条家説をとっているのである。

ところが、続く長柄の橋については「尽」とする二条家説ではなく、「作（造）」とする冷泉家説をとっている。

一 なからの橋も造なり

〔蜜勘注〕

この二箇所に於ける注釈態度の一貫性の無さは、「持為注」のそれと軌を一にするところである。

然しながら、「蜜勘注」と「持為注」とが異なる説を支持する項目も見受けられる。例えば、同じ仮名序の「いにしへよりかく伝はる内にも、ならの御時よりそ広まりにける」の条りの「ならの御時」を巡るケースである。この「ならの御時」或いは、「たつた河もみぢ葉乱れて流るめり渡らば錦なかや絶えなむ」の作者たる「ならの帝」については、聖武天皇とするのが冷泉家説、文武天皇とするのが二条家説であるが、「持為注」が聖武説をとるのに対して、「蜜勘注」は文武に比定する。

一 ならの御時よりそひろまりける

奈良の御門は、俊成卿は聖武天皇也云々。定家卿は文武天皇也云々。いまの宗匠家には文武と云用之。其故は、人丸讀に曰仕持統文武之朝とあり。其外証拠非一。

〔蜜勘注〕

ところが、ここに、右の三点について、「蜜勘注」と完全に

一致した態度を見せる注釈書が存する。前節に於いて、行文の一致がまま見られるとした「栄雅抄」である。

これは世中のむかしにかはる事をいふ。富士の山はけぶりのたえずたてるが。今はたゞながらのはしはふりてたえたるが。あたらしくつくるなりときく人は。何事も昔にかはりたれば。歌にぞ心をなぐさめけるといはん料也。

〔栄雅抄〕

富士の山の煙については、

ふじの山も煙たゞずといふに。不立・不断の二のこゝろ有。

〔中略〕飛鳥井家には不断を用ゆ。雅経為家卿に。不立・不断はいづれを用ひられしとありしに。不断を用ゆといへり。秘してにはあらず。むかしは物を正直にいへる也。

と記し、二条家説をとりながら、長柄の橋については、冷泉家の「作（造）」説をとっている。又、「ならの帝」に関しては、

奈良の御時は文武の御次。元明の御時なるを。文武の御歌をさしてかけり。〔中略〕かのおほん世や歌のこゝろをしろしたりけんといへるは。文武をさしてかきたる心なり。

と、二条家説と一致して、文武に比定しているのである。

〔正徹物語〕に「雅経は定家の門弟たりし程に代々みな門弟の分也、ただ公宴などにて懐紙を三行五字にかかるとこそ雅経の家のかはりにてあれ、其外は何にても二条家と同じ事也」とある様に、飛鳥井家の説は、概ね二条家の説と一致しつつも、独自性を孕んでいる。その飛鳥井家説の集成とも云うべき「栄雅抄」の説と「蜜勘注」とが符合しているのである。勿論、僅か三項目に於ける一致を以って、早急な結論を出すことは謹ま

なければならぬが、「蜜勘注」が、二条・冷泉両家の家説の対立点に於いて、完全に一方の側に立つてはいないこと、そして、それは「栄雅抄」の在り方と近いものであることは注目されよう。

おわりに

以上、「古今蜜勘注」の諸本について書誌的事項を報告すると共に、その注釈態度に関して若干の考察を加えてきたが、その結果として、「持為注」や「栄雅抄」の在り方と近いことが確認された。「蜜勘注」も含め、これら三書はいずれも、御子左家嫡流の正説ではないものの、ごく穩健な注釈であると云えよう。「蜜勘注」が、果たして肖柏の手に成るものかはともかくとしても、「持為注」や「栄雅抄」の成立と程遠くない時期に成った可能性は極めて高いものと思われる。そして、「栄雅抄」との間に見られる頻繁な行文の一致をも含む距離の近さは、単に同時代の同土壌から胚胎したというよりは寧ろ、一方が他方に影響を与えたとの想像を呼び起こすものである。

尚、東大本に於ける項目の増減については、どのような項目が落とされているかなど、興味深い点があり、引き続き考えていきたい。

注 「古今蜜勘注」の引用は、特に断らない限り、斯道文庫蔵本に拠ったが、私に句読点を付した。

(一) 「古今蜜勘注」の伝本の内、国会図書館本、名古屋大学本、東大寺図書館本については、井上宗雄氏「中世歌壇史の研究・室町後期

篇」(改訂新版・昭和六十二年・明治書院)に紹介されている。又、斯道文庫本については、「慶應義塾大学附属研究所斯道文庫 貴重書蒐選図録解題」(平成九年二月・慶應義塾大学附属研究所斯道文庫)に、巻尾部分の写真と解題が収められている。尚、本稿成稿後に、川上新一郎先生より、熊本大学附属図書館永青文庫に一本が蔵されているとの貴重な御教示を頂き、調査の機会を得ることが出来た。続稿にて、報告したいと考えている。

(2) 以下、「持為注」の引用は、宮内庁書陵部蔵本(二六六・一五)に拠る。

(3) 「余材抄」の引用は、『契沖全集』八卷(昭和四十八年・岩波書店)に拠る。

(4) 以下、堀河百首古注の引用は、橋本不美男・滝沢貞夫「校本堀河院御時百首和歌とその研究 古注索引篇」(昭和五十二年・笠間書院)に拠る。

(5) 以下、「栄雅抄」の引用は、竹岡正夫氏「古今和歌集全評釈」(補訂版・右文書院・昭和五十六年)所収の本文に拠る。

(6) この辺りの事情については、井上宗雄氏「中世歌壇史の研究・南北朝篇」(改訂新版・昭和六十二年・明治書院)、田中まゆみ氏「古今集冷泉持為抄」の一性格―「百人一首満基抄」の引用に関連して―(『百舌鳥国文』第三号・昭和五十八年六月)、片桐洋一氏「中世古今集注釈書解題四」(赤尾照文堂・昭和五十九年)などに詳しい。

本稿を成すにあたり、貴重な資料の閲覧を御許可下さった関係諸機関に對して、厚く御礼申し上げます。

(やまもと れいこ)